第三者機関と発注者支援について

問題意識

[第三者機関]

○ 総合評価の拡充や工事成績の競争参加条件への反映等を進める上で、これら入札契約業務の公正性・透明性を確保する措置を講じていく必要があるのではないか。

[発注者支援]

○ 技術力や体制が脆弱な中小規模の発注者に対し必要な支援を行っていく必要があるのではないか。

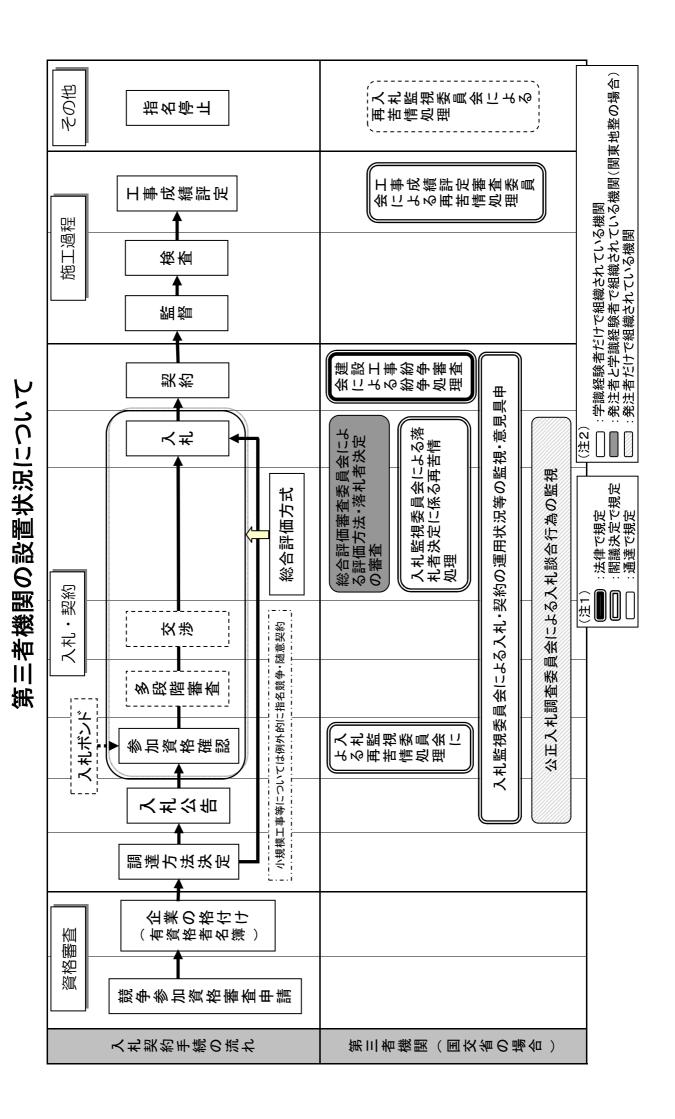
論点

[第三者機関]

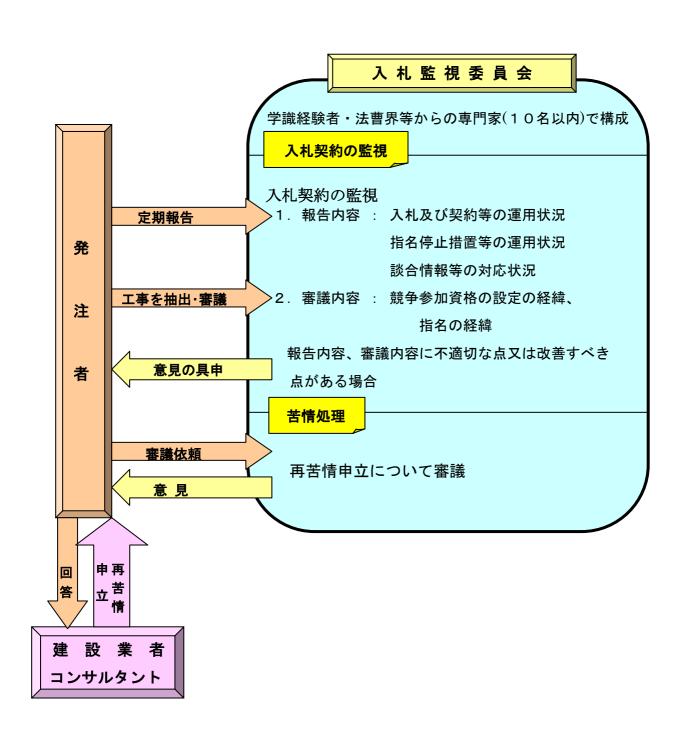
- 入札契約の公正性・透明性の確保のために、
 - ①発注者自身が措置すべきこととはなにか。
 - ②発注者・受注者以外の第三者を活用して措置すべきことはなにか。
- 〇 現行の様々な第三者機関の役割や機能、位置づけ(法律、指針、運用等)を見 直す必要はあるか。また、それぞれの関連性をどのように評価し、どのように再 構成すべきか。
- 〇 「交渉」を行うような場合には、徹底した手続きの透明化と第三者の活用による公正性の確保が必要ではないか。

〔発注者支援〕

- 中小規模の発注者に対する支援事項として、どのようなものが必要か。
- O また、支援方策としてどのようなものが考えられるか。



国土交通省における入札監視委員会の概要

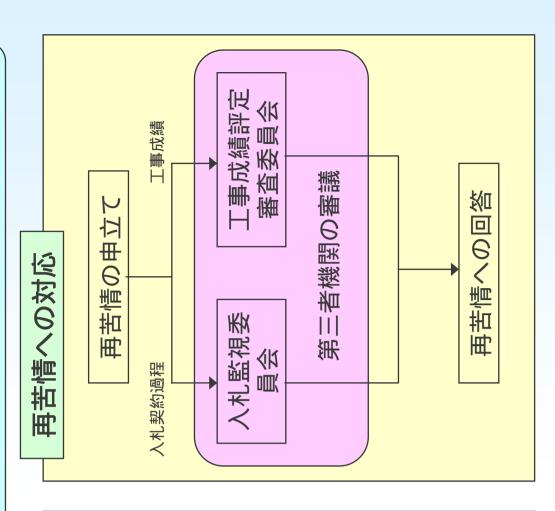


国土交通省直轄工事における苦情処理の仕組み

程や工事成績評定に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備することとされた 入札契約適正化法に基づき策定された適正化指針において、入札及び契約の過 こと等を踏まえ、地方整備局等が実施する苦情の処理のための制度を構築

申立ての対象

- (1)人札及び契約の過程に関する苦情 非指名理由 総合評価方式による非落札理由 随意契約方式における契約の相手 方としての非選定理由 等 ただし、国の行為を秘密にする必 要があるもの及び予定価格(消費税 及び地方消費税相当額を含む。)が 250万円を超えないものを除く。 政府調達に関する協定対象工事に ひにては、政府調達苦情検討委員 会による苦情処理が行われる。
- (2)工事成績に関する苦情 成績評定の結果



建設工事紛争審査会における紛争処理の仕組み

建設工事の請負契約に関する紛争を簡易・迅速に解決するための準司法的機関(裁判 外紛争処理機関)として、建設業法に基づき、国土交通省(中央審査会)及び各都道府 建設工事紛争審査会が設置されている。

申立ての対象

建設工事の請負契約をめぐる紛争

元請業者が下請業者に工事代金を払ってくれない(元請業者対下請業者) 業者の工事に欠陥があり、雨漏りがする(発注者対請負業者、 (例)

処理手順

雅 毌

中央建設工事紛争審査会 、大臣許可業者の場合等

各都道府県紛争審査会 知事許可業者の場合等

専門的知識のある委員(原則3人)による審理 ・法律委員(弁護士など)

建築、土木などの専門家 技術委員(

行政経験者など 般委員(

あっせん

民法上の和解の効力 軽易な紛争の場合

民法上の和解の効力 争点が多い場合

斧 世

当事者間の仲裁合意が前提 裁判所の判決と同様の<u>効力</u>

紛爭解決

(和解成立又は仲裁判断) 又は和解不成立による打ち切り、取り下げ

公正入札調査委員会の概要

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報 等に対して的確な対応を行うため、地方整備局の本局に設置。

公正人札調査委員会

構成 委員長 総務部長 委 員 契約監理

委員 契約監理官、技術開発調整官、

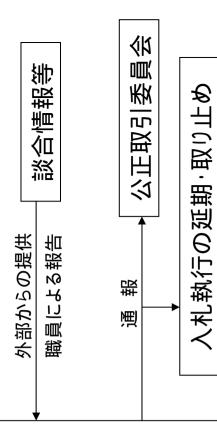
契約課長、技術監理課長 等

仦꽱

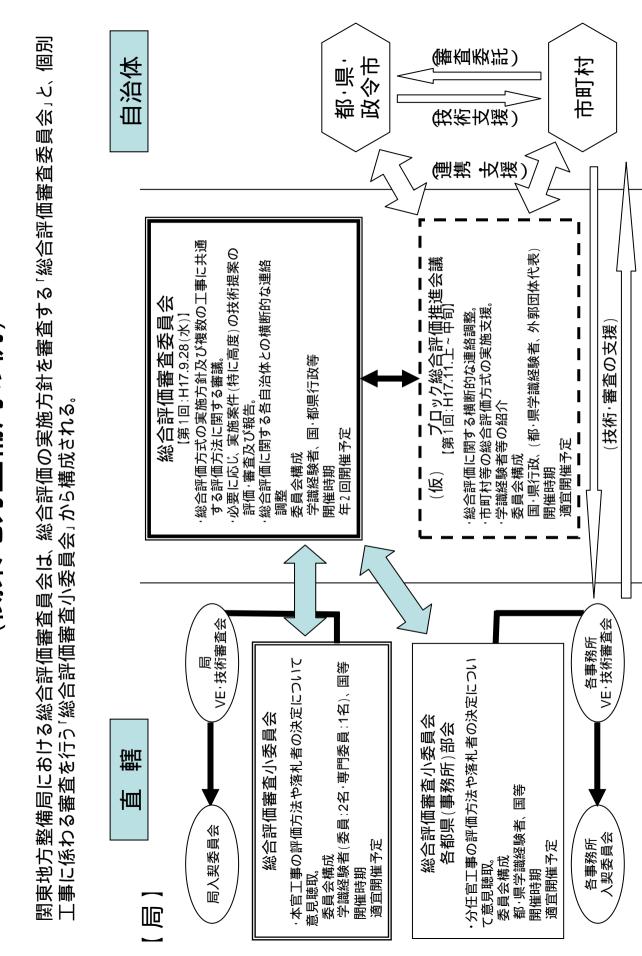
入札談合に関する情報があった場合、職員が談合 にあると疑うに足りる事実を得た場合に随時開催

調査審議事項

- | 談合情報の確認(事情聴取の実施)
- ・公正取引委員会への通報
- ・入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- ・入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応



国土交通省における総合評価審査委員会の概要 整備局の例 関東地方



入札契約適正化法の措置状況調査結果について(速報値)

平成18年1月

〇入札・契約の過程、内容について意見具申等を行う第三者機関等の設置状況について(指針第2第1項(1) へ、指針第2第2項(2))

① 第三者機関等の設置状況について

		設置済み		設置予定		未設置	
		16. 3. 31	17. 10. 1	16. 3. 31	17. 10. 1	16. 3. 31	17. 10. 1
国		10	10	2	2	6	6
		55. 6%	55. 6%	11. 1%	11. 1%	33. 3%	33. 3%
特殊法人等		21	117	9	3	7	13
		56.8%	88. 0%	24. 3%	2. 3%	18. 9%	9.8%
	都道府県	47	47	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0. 0%	0.0%	0. 0%
地方	指定都市	13	14	0	0	0	0
公共		100.0%	100.0%	0.0%	0. 0%	0.0%	0. 0%
団体	市区町村	134	130	152	87	2856	2008
		4. 3%	5. 8%	4. 8%	3. 9%	90.9%	90. 2%
	小計	194	191	152	87	2856	2008
		6. 1%	8. 4%	4. 7%	3. 8%	89. 2%	87. 8%
計		225	318	163	92	2869	2027
		6. 9%	13.0%	5.0%	3. 8%	88. 1%	83. 2%

② 第三者機関等の設置運営要領の公表について

		公表	済み	み 公表予定		未公表	
		16. 3. 31	17. 10. 1	16. 3. 31	17. 10. 1	16. 3. 31	17. 10. 1
国		9	10	2	1	0	0
		81.8%	90. 9%	18. 2%	9. 1%	0.0%	0.0%
H土 75生 と	土 1 生	19	111	8	3	2	6
特殊法人等		65. 5%	92. 5%	27. 6%	2. 5%	6.9%	5. 0%
	都道府県	44	45	1	0	2	2
		93.6%	95. 7%	2. 1%	0. 0%	4. 3%	4. 3%
地方	指定都市	11	13	0	0	2	1
		84.6%	92. 9%	0.0%	0.0%	15. 4%	7. 1%
公共 団体	市区町村	97	111	46	29	52	18
		49. 7%	70. 3%	23.6%	18. 4%	26. 7%	11. 4%
	小計	152	169	47	29	56	21
		59.6%	77. 2%	18.4%	13. 2%	22.0%	9. 6%
	±1	180	290	57	33	58	27
計		61.0%	82. 9%	19. 3%	9. 4%	19. 7%	7. 7%

| 01.0% | 82.9% | 19.3% | 9.4% | 19.7% | /.7% | /.7% | ※1 設置運営の公表については、他の発注主体の第三者機関への委任や既存の組織等の活用を 行っている場合、その設置・運営要領や権限・所掌範囲の規定の公表を含む。 ※2 「未公表」には、未策定を含む。 ※3 第三者機関等を未設置の発注者を除く。

〇苦情処理方策の策定について(指針第2第1項(1)ト、指針第2第2項(2))

		策定	済み	未策定		
		16. 3. 31	17. 10. 1	16. 3. 31	17. 10. 1	
国		12 66. 7%	12 66. 7%	33.3%	33. 3%	
特殊法人等		33 89. 2%	121 91.0%	10.8%	9. 0%	
地方公共団体	都道府県	42 89. 4%	42 89. 4%	5 10. 6%	5 10. 6%	
	指定都市	92. 3%	13 92. 9%	7. 7%	7. 1%	
	市区町村	255 8. 1%	197 8. 9%	2887 91. 9%	2028 91.1%	
	小計	309 9. 7%	252 11.0%	2893 90. 3%	2034 89. 0%	
計		354 10. 9%	385 15. 8%	2903 89. 1%	2052 84. 2%	

公共工事の品質確保に関する状況調査結果について(速報値)

平成18年1月

〇 総合評価方式を行う際の学識経験者の意見の聴取方法について (複数回答可)

		自機関のみ 聞く会議等 置	♪で意見を 『の場を設			既存の会議等に学識 経験者を加えている	
国		3	37. 5%	0	0. 0%	1	12. 5%
特殊法人等		22	40. 7%	3	5. 6%	4	7. 4%
111. =4-	都道府県	13	59. 1%	0	0.0%	2	9. 1%
地方公共	指定都市	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
団体	市区町村	13	33. 3%	1	2. 6%	3	7. 7%
	小計	28	44. 4%	1	1. 6%	5	7. 9%
	計	53	42.4%	4	3. 2%	10	8.0%
		会議等ではで意見を聞		総合評価プレているが取していな	『意見は聴		
国				しているた	が意見は聴 い		
国特殊法	去人等		引いている 12.5%	しているか 取していな	^ヾ 意見は聴 ょい 37.5%		
特殊沒	生人等 都道府県	で意見を聞 1	引いている 12.5% 5.6%	しているか 取していな 3	ド意見は聴 よい 37.5% 40.7%		
特殊法	ri	で意見を聞 1 3	引いている 12.5% 5.6% 31.8%	しているた 取していた 3 22	ド意見は聴 よい 37.5% 40.7% 0.0%		
特殊法 地方 公共	都道府県	で意見を間 1 3 7	引いている 12.5% 5.6% 31.8% 0.0%	しているた 取していた 3 22 0	ド意見は聴 よい 37.5% 40.7% 0.0% 0.0%		
特殊法	都道府県 指定都市	で意見を聞 1 3 7 0	引いている 12.5% 5.6% 31.8% 0.0% 15.4%	している 取していた 3 22 0 0	ド意見は聴 よい 37.5% 40.7% 0.0% 0.0% 41.0%		

[※] 総合評価方式を実施していない団体は除く。

国土交通省における発注者支援の例

- 1. 発注者間の協力体制の強化
 - 〇 地方整備局と都道府県による連絡調整会議を開催し、発注者の支援 策、不良・不適格業者の排除、発注者の技術向上策等について連絡・ 調整。
- 2. 公共工事の品質確保に関する自治体向け説明会、講習会等の開催
 - 〇 13道県の地方公共工事契約業務連絡協議会において、約700の 市町村に対し品確法の説明会を開催。
 - 〇 上記以外に、34府県において、各地整と府県、政令市が連携し、 1,400以上の自治体を対象に講習会等を開催。(平成17年10月 末時点)
- 3. 国土交通省で実施する研修への自治体職員の受け入れ
 - 地方整備局において、監督・検査の技術向上等を目的に開催される 研修に地方公共団体職員の受け入れを実施。
 - 中部、近畿、中国、四国の各地整で実施済み。
 - ・愛知県や名古屋市など、106自治体から職員約330人を受け 入れ。(平成17年10月末時点)